

献呈の辞

2022年3月末に、お二人の先生が任期満了により南山大学を退職されます。丸山雅夫先生と久世表士先生です。

丸山雅夫先生は、1951年11月にお生まれになりました。上智大学法学部を卒業された後、同大学院法学研究科修士課程、そして博士課程へと進まれました。1980年4月より、ノートルダム清心女子大学家政学部助手、1981年4月より同講師をつとめられ、1985年4月より小樽商科大学商学部助教授となられた後、1991年4月に南山大学法学部助教授として、本学に着任されました。この間、1991年に法学博士号の学位を上智大学から授与されました。その後、1993年4月に南山大学法学部教授に昇格され、法科大学院の開設とともに、2004年4月より南山大学大学院法務研究科教授として法務研究科に移籍されました。そして、2011年4月より約6年余の間、弁護士登録（愛知県弁護士会）されるとともに、2018年4月より南山大学大学院法学研究科教授を併任されました。丸山先生は、刑法分野で『結果的加重犯論』を始めとする多くの研究成果をあげられ、『カナダの少年司法』など少年法分野においても数多くの足跡を残しておられます。また、本学で31年間教鞭をとられるとともに、2002年4月より本学副学長（総務・将来構想担当）、2008年4月より法務研究科長など、多くの役職をつとめられ、南山大学に計り知れない貢献をされました。

久世表士先生は、1953年7月にお生まれになりました。名古屋大学法学部を卒業され、その後、司法試験に合格、司法研修所を経て、弁護士として活躍されてこられました。愛知県弁護士会では、倒産法を始めとする様々な分野の委員を歴任されました。南山大学には、2004年4月より法務研究科

アドバイザーとして関わりをお持ちいただき、2005年4月より非常勤講師、さらに2007年4月より客員教授、そして2012年4月に法務研究科教授に着任されました。法務研究科教授としては10年、アドバイザーとしてからは18年にわたって、本学、特に法務研究科にご尽力いただきました。また、弁護士としては、一般民事事件や金融機関の債権回収業務、倒産対応業務などの民事実務において、これまでご活躍されてきました。そして、法務研究科ではその幅広い実務経験を下地にして、民事法演習や民事執行・保全法等を担当されました。このように、久世先生は、弁護士として活躍される傍らで、法務研究科教授として、その実務経験を惜しみなく法務研究科の教育に注がれました。数多くの卒業生が、久世先生の情熱的な教育を受けて法曹の世界へと羽ばたき、活躍しています。また、製造物責任法、交通事故賠償問題などについて、ご業績もあげられました。

お二人の先生方の研究におけるご業績の数々や、法曹実務でのご活躍については、私たちには眩いばかりであり、またそのような両先生から、同じ学部・研究科に所属して、多くの教えをいただいたことは、大変に光栄なことでありました。両先生から伝わる教育に対する情熱も、常に、私たちにとって模範となる存在でした。今後とも、後進の私たちに、今までと変わらぬご教示をいただくことを、願ってやみません。

丸山先生と久世先生に、退職記念号として『南山法学』本号を謹呈させていただくにあたり、両先生が、長年にわたり南山大学、中でも南山大学法学部・法務研究科・法学研究科にご貢献いただいたことにつき、あらためて感謝を申し上げる次第です。また、私たちに、惜しみなく愛情を持って接していただいたことにつき、厚く御礼を申し上げます。そして、丸山先生と久世先生のますますのご健康とご活躍を、心より祈念致します。

2022年3月31日

南山大学法学会会長 岡田悦典